



講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 行村洋一郎

### 1時限目 事案の概要

インターネット関連の各種事業を営む被告は、被告の平成16年第九期有価証券報告書（本件有価証券報告書）に掲載された連結財務諸表に、売上計上が認められない投資事業組合による被告株式の売却益および関連企業に対する架空の売上を計上し、同期の連結経常利益が約50億円である旨記載した。

東京地方検察庁および証券取引等監視委員会は、証券取引法違反の容疑で被告らに対する強制捜査に着手し、東京地方検察庁の検察官は有価証券報告書の虚偽記載の容疑がある旨を記者クラブの記者らに対し伝達した。

当時マザーズ市場に上場していた被告株式を保有していた機関投資家である原告らは、本件有価証券報告書等の虚偽記載等の事実が公表されたことにより、株価が急落して損害を被ったとして、被告に対し、金融商品取引法（法）21条の2に基づき損害賠償を請求した（東京地判平20.6.13判例時報2013号27頁他）。

### 2時限目 判 旨

本判決は、法21条の2に関し、虚偽記載等の事実の公表の主体を「投資者にとって典型的に信頼できる訂正情報を獲得しそれを証券市場に提供し得る者、すなわち、法令上、報告聴取、検査、調査等の権限を有するものをいうものと解するのが相当である。」とし、検察官は公表の主体に該当するとした。

また、公表の方法を「『多数の者の知り得る状態に置く措置』をとることとされ、その方法には何ら制限がないことから、一般に広く報道されることを前提として、報道機関に事実を伝達することは『公表』にあたる」として、「検察官が、司法記者クラブに加盟する複数の報道機関の記者らに対し、それが一般に報道されることを前提として、便宜供与の一環として公式に一定の捜査情報を伝達することは、『公表』に当たるものとして妨げない」とした。

その上で本件における公表の有無・時期および推

定損害額を認定し、裁量により推定損害額から3割を減額し、取得について支払った額と処分価額の差額と比較し少ない額を認容額として原告らの請求を一部認容した。

### 3時限目 実務の視点

法21条の2は、平成16年証券取引法改正時に、一般不法行為の特則（無過失責任）として、虚偽記載等のある開示書類を提出した発行者に対する流通市場の投資家の損害賠償請求を容易にするために、虚偽記載等と損害との因果関係や損害額に関する推定規定等として設けられたもので、本件は同条の解釈・適用が争われた事案である。

まず、同条に該当するためには、虚偽記載等と投資判断の因果関係に関し、投資家が実際に有価証券報告書等の記載を信頼して投資判断したことまでは不要と解されているが、本判決もこの点を明らかにしている。

次に、損害額の推定を受けるには、虚偽記載等の事実の公表日前1年以内に流通市場において有価証券を取得し、公表日に引き続き保有する必要がある。その場合、公表日前1カ月間の当該有価証券の市場価額（市場価額がない場合処分推定価額）の平均額から公表日後1カ月間の市場価額（市場価額がない場合処分推定価額）の平均額を控除した額を損害額とすることができる。

この点、「公表」の捉え方によって、対象者（公表日前に処分した者は対象外となる）や推定額（仮に公表日を遅く捉えたとすでに相当に下落済の市場価格が基準となる）が変化するため、公表をいかに捉えるかが重要な意味を持つ。

本判決は、判旨記載のような検察官の記者らに対する事実の伝達も公表にあたるとするものであり、今後さらなる議論が予想されるものの、類似案件における公表、損害額の推定基準として参考になると思われる。